

平成23年度
定置用リチウムイオン蓄電池
導入促進対策事業費補助金

—機器基準に関する指定認証機関の公募—

公 募 要 領

平成25年4月

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業
指定認証機関へ応募される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、S I Iとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

本事業において、対象機器の機器基準を満たしているかどうかを評価する指定認証機関は、補助金の執行業務の一端を担います。ついては、参加を検討される事業者各位におかれましても、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、適正な執行体制を構築できることを確認し、応募をいただきますようお願いいたします。

《参考》

1. 対象機器の評価および認証結果において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 指定認証機関は、S I Iが行う監査や会計検査院による会計監査に備え、対象機器の認証に要した全ての書類を最低6年間以上保管し、閲覧・提出に協力いただきます。
3. 偽りその他の不正な手段により、対象機器を不正に認証した疑いがある場合には、S I Iとして、指定認証機関および対象機器のメーカーに対し必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 上記の調査の結果、指定認証機関による不当な認証が認められた場合には、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、不正で受領された補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただきます。
併せて、認証機関の登録の取り消しを行うと共に、当該認証機関の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

1.	事業概要	1
1-1	事業目的	1
1-2	事業概要	1
2.	公募の総額	2
3.	事業スキーム	3
4.	指定認証機関の業務	4
4-1	位置付け	4
4-2	指定認証機関の登録手続き	4
4-3	認証業務の概要	4
4-4	その他留意事項	5
4-5	指定認証機関の要件	6
5.	大型カスタム蓄電システムに関する指定認証機関の業務	7
5-1	位置付け	7
5-2	大型カスタム蓄電システム指定認証機関の登録手続き	7
5-3	審査業務の概要	7
5-4	その他留意事項	8
5-5	大型カスタム蓄電システム指定認証機関の要件	9
6.	選定方法	9
7.	応募方法	10
7-1	申請書の入手方法	10
7-2	提出書類	10
7-3	応募期間	11
7-4	提出先	11
7-5	問い合わせ先	11

1. 事業概要

1-1 事業目的

本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭及び事業所等で定置用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電システム」という。）の導入に際し、設置する機器及び付帯設備費用を補助し、電力使用の合理化の取り組みを促進することを目的とする。

1-2 事業概要

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が認める蓄電システムの導入を行う一般家庭や事業所等に対して、導入のための経費（蓄電システム費用、工事費用の一部）を予算の範囲内で補助する。

(1) 事業名

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

(2) 補助対象機器

本事業で対象とする蓄電システムは、リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、且つ安全等を定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の補助対象基準」（以下「補助対象基準」という。）に準拠していることが、第三者である指定認証機関の認証や審査に基づきS I Iにより認められているものとする。なおリチウムイオン蓄電池部は、リチウムの酸化、還元で電気的エネルギーを供給する蓄電池とする。

※「補助対象基準」は、S I Iのホームページを参照。

※中古品は対象外とする。

※申請代行手数料は、補助対象とならない。

(3) 補助対象者

下記いずれかに該当する者。

- ①日本国内において、S I Iが認める蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）。
- ②日本国内において、S I Iが認める蓄電システムを設置する法人。
- ③日本国内において、S I Iが認める蓄電システムを個人（個人事業主含む）又は法人に貸与する法人（リース事業者、新電力（PPS）事業者等）。

(4) 補助率

定率（1/3）

(5) 補助上限額

- ①S I Iが認める蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）の場合は、補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。
- ②S I Iが認める蓄電システムを設置する法人の場合は、補助金額の上限を1億円とし

その範囲内で機器費及び付帯設備費、工事費の合計額の1/3を補助する。
但し法人であって、S I I が認める蓄電システムを民生用住宅の専有部分に設置する場合、当該部分一件当たりの補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。

(6) 補助金の申請方法

補助金の申請は、対象となる蓄電システムを設置する前後において、以下の必要な申請を行うこととする。

① 予約申請

対象となる蓄電システムを契約又は購入、設置する前に予約申請を行うこと。S I I により予約申請が認められた場合、予約決定通知が発行される。

※補助対象機器であって、予約申請の開始前に購入、契約又は設置された機器については、補助対象外とする。

② 交付申請及び設置完了報告（実績報告）

予約決定通知書を受け取った後、速やかに予約申請時に設置を予定した蓄電システムの契約又は購入、設置を完了させ、交付申請を行うこと。S I I により交付申請が認められた場合、確定通知が発行される。

※交付申請は、設置工事の完了報告（実績報告）を兼ねるため、補助対象機器の設置工事完了後に合わせて申請手続きを行うこととする。

(7) 事業期間

予約申請の公募開始から、平成26年3月31日まで。

但し、上記期間中にS I I が認める蓄電システムを設置し、補助金の支払いを完了させるため、補助金の交付申請期限は平成26年1月末日までとする。

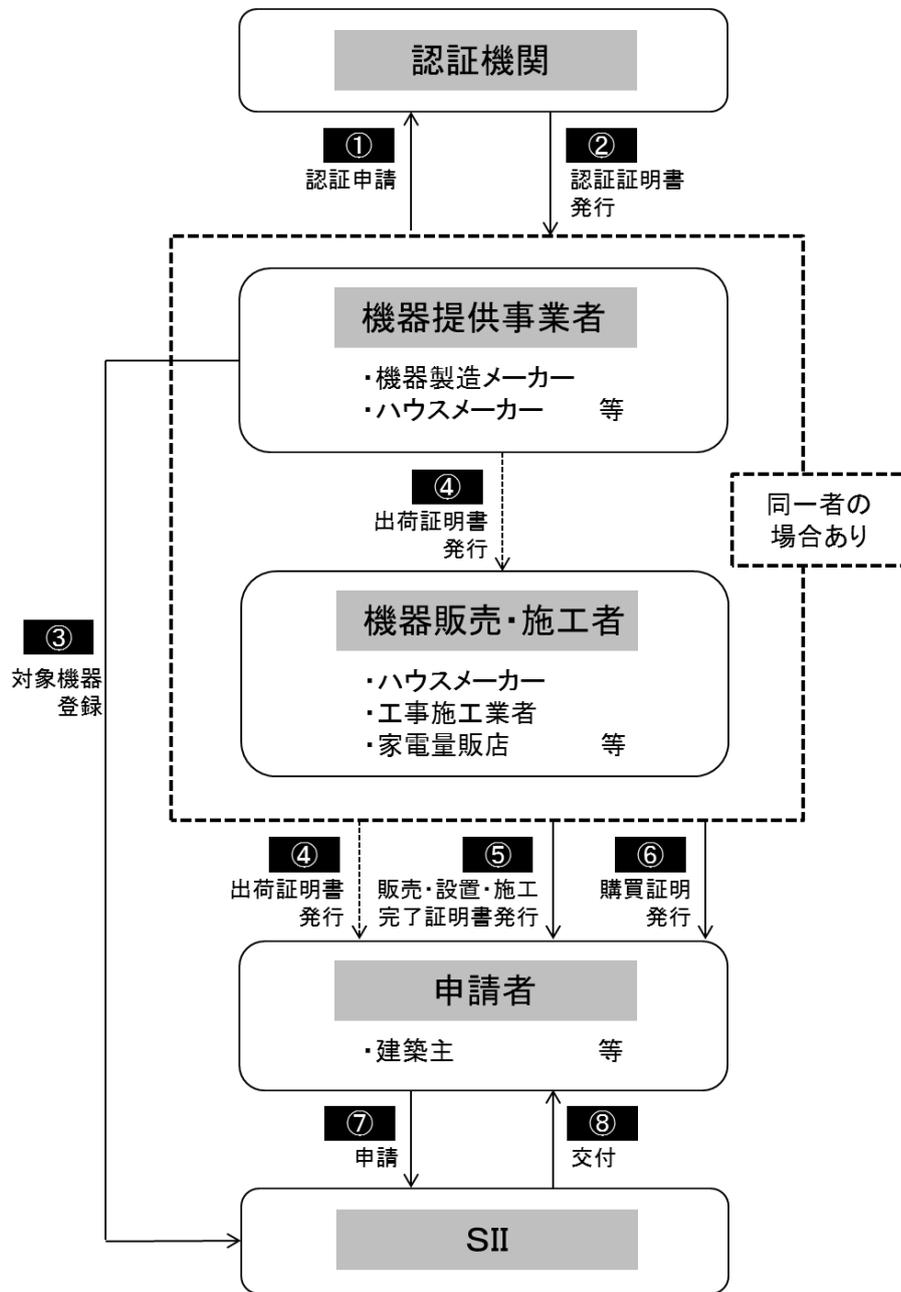
※予約決定通知送付前に購入、設置した場合は対象外とする。

※申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業は終了する。

2. 公募の総額

210億円の内数

3. 事業スキーム（個人が自ら所有する住宅に設置する場合の例）



4. 指定認証機関の業務

4-1 位置付け

本事業では、定置用リチウムイオン蓄電池の補助対象機器登録の際に必須条件となる「蓄電システムの一般及び安全要求事項」を、申請製品が基準を満たしているかについて認証を行う機関としてS I Iに登録された者を「指定認証機関」と位置づける。なお、蓄電容量が10kWh以上であり、蓄電システムの使用者（所有者）と、蓄電システムを提供する事業者（製造事業者等）の間で仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システムについては別途5（P7～9参照）にて定める。

指定認証機関は、S I Iによる定期的な監査や指導を受けながら、定置用リチウムイオン蓄電池及び付帯システムに必要な装置・設備に対して、S I Iが定める安全要求事項を満たしているかどうかの評価および認証作業、機器認証申請者に対する認証書発行、実績報告の提出など補助金執行にかかる管理業務を行うこととする。

指定認証機関として登録するには、以下の手続きが必要となる。

4-2 指定認証機関の登録手続き

1) 指定認証機関への応募（申請書の提出）

S I Iが指定する期間に、応募に必要な指定の書類を提出すること。

2) 指定認証機関の審査・採択

外部審査委員会の審査を経て、S I Iが決定する。

※必要に応じて、S I Iは面談やヒアリングを行う。

3) S I Iとの取決書の締結

採択決定後、S I Iが別途定める取決書を締結し、遵守すること。取決書には業務規定、業務情報の取り扱いとセキュリティ対策、不正認証の責任等を定めるものとする。

4-3 認証業務の概要

(1) 認証作業

指定認証機関は、対象機器申請者からの依頼を受け、本事業の定める機器基準を満たしているかについての認証作業（検査及び工場審査）を行う。また、すでに認証書を発行した製品のシリーズ製品に関しては、差分の認証作業を行うこととする。

(2) 認証データの報告

指定認証機関は、申請機器認証作業に加え、補助金の適正執行の観点から、以下の管理業務を行う。

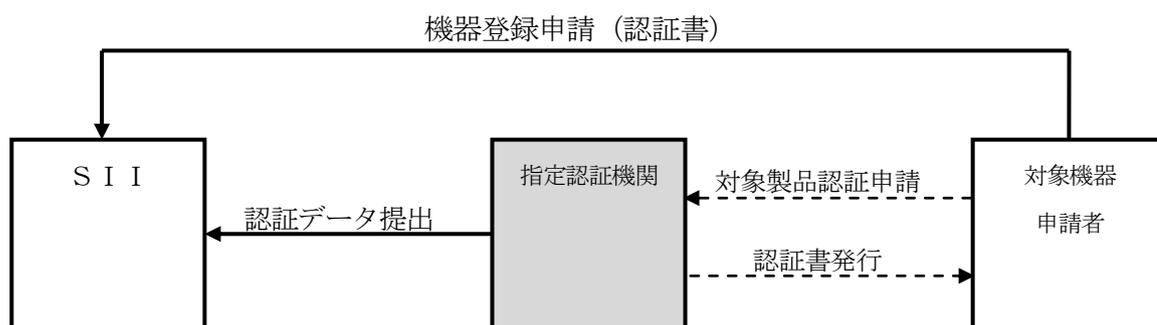
1) 機器認証状況の報告

指定認証機関は、補助金対象となる機器に対する認証状況について、必要に応じてS I Iが指定するデータを提出する。

※S I Iに提出されたデータは、S I Iから国に提出された後、統計的な処理等を行った上で国またはS I Iから公表される場合がある。但し機密情報、個人情報の公表は行わない。

2) 対象機器登録状況の公開

S I Iは、ホームページ等において、指定認証機関が認証書を発行した補助金対象となる機器について、機器登録後適時一般に公開する。



4-4 その他留意事項

- ①指定認証機関は、対象機器申請者が虚偽申告等により機器登録を不正に行ったことが明らかになった場合、速やかに国若しくは基金設置法人、S I Iに報告しなければならない。
- ②指定認証機関は、対象機器申請者に対して認証申請を通じて登録した製品について不具合・事故が生じたと知り得た場合には、速やかにこれをS I Iに報告しなければならない。
- ③指定認証機関において、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、指定認証機関として不適切であるとS I Iが判断した場合、S I Iは、指定認証機関の登録の取り消しを求める。

4-5 指定認証機関の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

(指定認証機関が有しなければならない基礎的要件)

- ① 日本国において登記された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 電気用品安全法 国内登録検査機関であること。
- ④ IECEE-CB制度に基づく、国内認証機関(NCB)であること

(指定認証機関が認証する機器指定の要件)

- ⑤ 以下のSIIが定める基準に対して、対象機器申請者より申請される製品が準拠していることを認証できる体制あるいは設備があり、認証書(日本語)を発行できること。
 - ・リチウムイオン蓄電池システム全体については「蓄電システムの一般及び安全要求事項及び追加事項」を基準と定める。
 - ・リチウムイオン蓄電池(蓄電池部分)については「SBA S1101:2011及びその解説書」を基準と定める。但し認証が不可能な場合について、他の指定認証機関が発行する「SBA S1101:2011及びその解説書」の認証証明書をもって基準に準拠していると認めることとする。
- ※上記2つの基準の入手方法に関して、7-5に記載の問い合わせ先に連絡の上、郵送等のやり取りを行うこととする。

(事業実施における情報の取り扱いに関する要件)

- ⑥ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(JISQ27001相当の第三者認証取得が望ましい)
- ⑦ 認証作業後に行う定期報告において、補助事業者の同意を得て、その情報を提供できること。

(その他)

- ⑧ 指定認証機関として採択後、SIIが定める「取決書」に同意し、遵守できること。
- ⑨ 本事業期間を通して要件①～⑧を満たし、SIIが定める指定認証機関の業務(P4～5参照)を遂行できること。

5. 大型カスタム蓄電システムに関する指定認証機関の業務

5-1 位置付け

蓄電容量が10kWh以上であり、蓄電システムの使用者（所有者）と、蓄電システムを提供する事業者（製造事業者等）の間で仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システム（以下、「大型カスタム蓄電システム」という。）において、S I Iが定める安全基準に準拠しているかについて審査を行う機関としてS I Iに登録された者を「大型カスタム蓄電システム指定認証機関」と位置づける。

大型カスタム蓄電システムの指定認証機関は、S I Iによる監査や指導を受けながら、蓄電システム及び付帯システムに必要な装置・設備に対して、S I Iが定める安全要求事項を満たしているかどうかの評価および審査業務を行う。その上で蓄電システム製造業者等に対して審査結果報告書を発行するほか、実績報告の提出など行うこととする。

大型カスタム蓄電システム指定認証機関として登録するには、以下の手続きが必要となる。

5-2 大型カスタム蓄電システム指定認証機関の登録手続き

1) 大型カスタム蓄電システム指定認証機関への応募（申請書の提出）

S I Iが指定する期間に、応募に必要な指定の書類を提出すること。

2) 大型カスタム蓄電システム指定認証機関の審査・採択

外部審査委員会の審査を経て、S I Iが決定する。

※必要に応じて、S I Iは面談やヒアリングを行う。

3) S I Iとの取決書の締結

採択決定後、S I Iが別途定める取決書を締結し、遵守すること。取決書には業務規定、業務情報の取り扱いとセキュリティ対策、不正審査の責任等を定めるものとする。

5-3 審査業務の概要

大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、以下の業務をS I Iに代わり行う。

(1) 審査作業

大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、蓄電システム製造事業者等からの依頼を受け、「大型カスタム蓄電システムに関する蓄電システム審査規則」に則り、本補助事業においてS I Iが定める補助対象基準内の「性能及び表示基準」と、補助対象基準別紙6の「蓄電システムの一般及び安全要求事項（3）」に準拠しているかについての審査作業（書類審査及び工場での製品審査）を行う。

(2) 審査データの報告

大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、申請機器審査作業に加え以下の業務を行う。

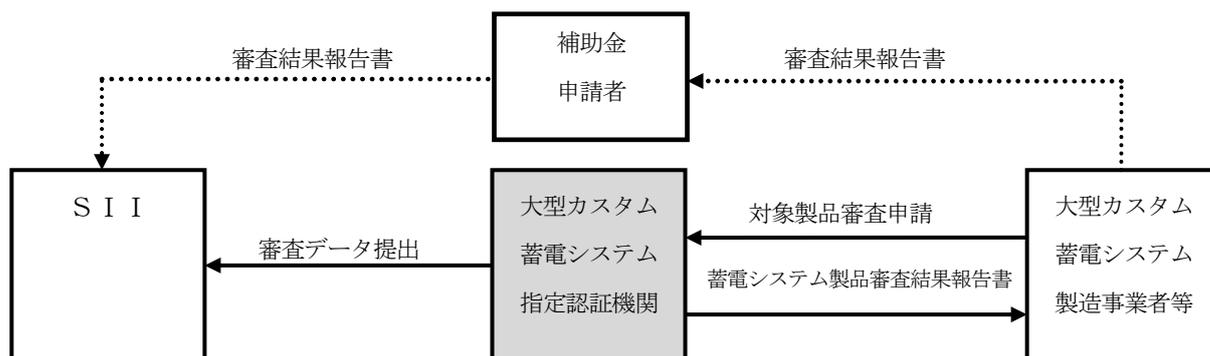
1) 機器審査結果の報告

大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、補助金対象となる機器に対する審査結果について、必要に応じてS I Iが指定するデータを提出する。

※S I Iに提出されたデータは、S I Iから国に提出された後、統計的な処理等を行った上で国またはS I Iから公表される場合がある。但し機密情報、個人情報の公表は行わない。

2) 審査状況の報告

大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、審査作業を行っている案件に関して、S I Iが求めた場合、審査状況について件数、内容等の報告を行う。



5-4 その他留意事項

- ④大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、対象機器申請者が虚偽申告等により機器登録を不正に行ったことが明らかになった場合、速やかに国若しくは基金設置法人、S I Iに報告しなければならない。
- ⑤大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、基準に準拠していると認めた製品に不具合・事故が生じたと知り得た場合には、速やかにこれをS I Iに報告しなければならない。
- ⑥大型カスタム蓄電システム指定認証機関において、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、大型カスタム蓄電システム指定認証機関として不適切であるとS I Iが判断した場合、S I Iは、大型カスタム蓄電システム指定認証機関の登録の取り消しを求める。
- ④S I Iは、審査作業に関わる費用に関して大型カスタム蓄電システム指定認証機関に対して協議を求める場合がある

5-5 大型カスタム蓄電システム指定認証機関の要件

以下の要件をすべて満たすこと。但し、すでにS I Iより指定認証機関として認定を受けている団体に関しては申請を必要としない。

(大型カスタム蓄電システム指定認証機関が有しなければならない基礎的要件)

- ① 日本国において登記された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 電気用品安全法 国内登録検査機関であること。
- ④ IECEE-CB制度に基づく、国内認証機関(NCB)であること。

(大型カスタム蓄電システム指定認証機関が審査する機器の要件)

- ⑤ 大型カスタム蓄電システムについて、「大型カスタム蓄電システムに関する蓄電システム審査規則」に則り、本補助事業においてS I Iが定める補助対象基準内の「性能及び表示基準」と、補助対象基準別紙6の「蓄電システムの一般及び安全要求事項(3)」に準拠しているかについての審査できる体制あるいは設備があること。

※上記「蓄電システムの一般及び安全要求事項(3)」の入手方法に関して、7-5に記載の問い合わせ先に連絡の上、郵送等のやり取りを行うこととする。

(事業実施における情報の取り扱いに関する要件)

- ⑥ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(J I S Q 2 7 0 0 1相当が望ましい)
- ⑦ 審査時に行うS I Iへの審査データの報告において、機器申請者の同意を得て、その情報を提供できること。

(その他)

- ⑧ 大型カスタム蓄電システム指定認証機関として採択後、S I Iが定める「取決書」に同意し、遵守できること。
- ⑨ 本事業期間を通して要件①～⑧を満たし、S I Iが定める大型カスタム蓄電システム指定認証機関の業務(P 7～8参照)を遂行できること。

6 選定方法

学識有識者を含む関係分野の専門家で構成された外部審査委員会において審査を行い、この審査結果及び評価を踏まえ、S I Iは指定認証機関を決定する。

【審査項目】

- ・ S I Iが定める要件をすべて満たすこと
- ・ 事業計画の実現性、妥当性 など

7. 応募方法

7-1 申請書の入手方法

S I I ホームページ (<http://sii.or.jp/>) から申請様式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成すること。

7-2 提出書類

提出書類に不備・不足等がある場合、選考の対象にならない場合があるので、注意すること。

No	様式	書類名称		備考
応募事業者が提出する書類 (すべて必須)				
1	指定 (様式1)	認証機関申請書		
2	指定 (様式2)	認証機関登録情報		
3	自由	事業計画書	期間、手順、体制、コスト等	●審査の予想件数、内訳、審査費用など具体的な見込みを記入すること ※これを裏付けるエビデンスがあれば添付すること
4	自由	実績書 (直近3年程度)		●他の事業も含め、技術評価や第三者認証に該当する認証実績の報告書等
5	原本	事業者登記簿謄本		
6	自由	会社概要		●パンフレット可
7	自由	決算報告書 (直近3期分)		
8	自由	各種証明書		●下記2つを証明できる書類(官報コピー等)。 ①電気用品安全法 国内登録機関であること ②IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB) であること
9	自由	情報セキュリティポリシー 等		

※ 指定書式の書類は、原則すべての項目について記載すること。

※ 関係個所が判別し難い書類 (カタログや価格表、契約案等) は付箋やマーカーで目印をつけること。

※ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し (タブ) をつけること。

※ 4部 (正1部、副3部) 作成し、3部をS I Iに提出、1部 (副) を担当者が保管すること。

7-3 応募期間

①指定認証機関の応募期間

平成24年3月2日（金）～平成24年3月9日（金）12:00 必着

※採択された指定認証機関は本ページで公表いたします。

※但し上記募集期間は事業開始に向けた一次締切であり、今後も随時受け付けます。

②大型カスタム指定認証機関の応募期間

平成24年5月7日（月）～平成24年5月14日（月）17:00 必着

※採択された大型カスタム指定認証機関は本ページで公表いたします。

※但し上記募集期間は事業開始に向けた一次締切であり、今後も随時受け付けます。

7-4 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第3グループ

認証機関公募 担当宛

※封筒表面に赤字で『指定認証機関申請書在中』と必ず記入すること。

7-5 問い合わせ先

TEL : 03-5565-6330

(受付時間 : 平日 10:00～12:00、13:00～17:00)

FAX : 03-5565-6332